「十四の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額　2　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」に、「十四の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額　2　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」を、「十四の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額　2　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中「減収補**塡**特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補**塡**特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と、「減収補**塡**特例交付金の額の百分の七十五の額」とする」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補**塡**特例交付金の額の百分の七十五の額」とする」とする。

第九条に次の一項を加える。

4　平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中「十二の二　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第三項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」とあるのは「十二の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額　2　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」と、「十四の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額　2　減収補**塡**特例交付金　当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補**塡**特例交付金の額」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

3　平成二十六年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十三年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十一条の次に次の一条を加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四十一条の二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人